

船舶事故等調査報告書

平成22年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第242号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年8月30日（日） 11時00分ごろ	
発生場所	愛媛県松山市 頭 埼灯台から真方位116° 1,900m付近 (概位 北緯33° 55.1′ 東経132° 43.3′)	
事故等調査の経過	平成21年9月4日、本事故の調査を担当する主管調査官(広島事務所)を指名した。 原因関係者からの意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 釣船 さや丸、5トン未満(長さ7.3m) 281-21591愛媛、個人所有 B モーターボート TORA、5トン未満(長さ6.66m) 281-38565愛媛、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	A 負傷1人(船長:胸部打撲、腰痛症) B なし	
損傷	A 操縦ハンドル脱落、キャビン風防破損、オーニング支柱曲損 B なし	
事故等の経過	A船は、船長が1人で乗り組み、1人を同乗させ、愛媛県興居島沖で漂泊中、B船は、船長が1人で乗り組み、高浜瀬戸を航行中、平成21年8月30日11時00分ごろ、A船の右舷船尾とB船の船首とが衝突した。	
気象・海象	気象:天気 晴れ、風向 北北東、風力 4、視界 良好 海象:潮汐 低潮時	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、興居島東方沖で漂泊中、船長Aが、釣具の整理に注意を奪われ、後方の見張りを行わなかったため、B船の接近に気付かなかった可能性があると考えられる。 B船は、北北東進中、船長Bが、前方の見張りを行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、興居島東方沖において、A船が漂泊中、B船が北北東進中、船長Aが後方の見張りを行わず、また、船長Bが前方の見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	